

広報にっこうプレゼント企画（読者アンケート）実施要領

◆目的

広報にっこうに対する市民の意見・評価・要望等を把握し、市民の声を生かした広報紙づくりに取り組むとともに、市内事業者の製品等を紹介することで、市の産業を市民に PR することを目的とする。

◆プレゼント企画の流れ

- ① 毎年、広報にっこう 3 月号で翌年度発行分※ 1 のプレゼント協賛募集を掲載【日光市】
- ② プレゼント協賛申し込みフォーム（LoGo フォーム）から申し込み【事業者】
- ③ 掲載の決定※ 2 および掲載決定通知書の送付【日光市】
- ④ 掲載に必要な原稿と写真データを送付※ 3【事業者】
- ⑤ アンケート、プレゼントおよび事業者情報を広報にっこうに掲載【日光市】
- ⑥ 読者がプレゼント応募フォーム（LoGo フォーム）
- ⑦ 当選者にプレゼント引換券※ 4 を発送【日光市】
- ⑧ 当選者が店頭で引換券とプレゼントを交換【事業者】

※ 1 12 号分の応募がなかった場合は、随時募集する

※ 2 プレゼント協賛希望の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業振興への寄与度、プレゼントのバリエーション、相当価格、編集上の利点等を総合的に判断して掲載を決定する。

※ 3 プレゼント企画の具体的な掲載位置や大きさ、表現は市が指定する。また、市は事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

※ 4 プレゼントがチケットまたはこれに類するものである場合、市は事業者から納品された該当プレゼントを発送することができる。

◆対象事業者

1. 日光市内でプレゼントを交換できる事業所を有する者

◆プレゼントの規格

1. プレゼントは原則として、定価 2, 0 0 0 円以上のものとする
2. プレゼントは原則として、3 人以上に提供するものとし、1 人あたり総額 2, 0 0 0 円相当以上のものとする
3. プレゼントは原則として、日光市内の店頭で無償で引き換えができるものとする
4. プレゼントの引換期間は、原則として掲載号の発行日から起算して、2 カ月以降に設けるものとする

◆プレゼント企画応募者

1. 原則、市内に住所を有する者

◆その他留意事項

1. 市が、掲載が適切でないと認めるときは、掲載事業者の掲載を取り消すものとする
2. 市は、掲載事業者はプレゼントの提供を履行せず、市や当選者または第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる
3. プレゼントの内容に生じた責任は掲載事業者が負う
4. 掲載事業者は、プレゼントを提供する際に、当選者に対して次に掲げる行為を禁止する
 - (ア) プレゼントの引換え以外に、割引等のサービスを提供すること
 - (イ) プレゼントの引換えを条件に、自社商品の購入や個人情報の提供を強要すること
5. この要領に定めのない事項は、広報主管課において定めるものとする

附 則

この要領は、令和7年2月25日から施行する。